

★申請事業主の皆様へ 記入漏れのないようご注意ください

○雇用保険被保険者番号の記入が必要です。

○講習日が、会社の休業日の場合、賃金助成を受けるには振替休日の付与又は割増賃金の支払いが必要です。本例では 21 日(土)22 日(日)が休業日で、その対応がなければ、講習期間の全ての(3日間)賃金助成が対象外となります。

詳しくは休日出勤扱振替証明書参照又は神奈川労働局へご照会ください。

受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(賃金助成))の助成金内訳

① 受講者名簿								② 技能実習コース(賃金助成)の助成金支給申請内訳				③-1 受講証明			
No.	受講者氏名	所属事業所名	下請名簿番号	雇用保険料率	資本金・出資総額	常用労働者数	建設業許可番号	受講日数	雇用保険被保険者番号	受講期間中に賃金を支払った日数	申請額(左欄の日数×8千円)	※算定額	実施年月日(実施時刻)	学科時間	実技時間
1	厚生一郎			16.5 1,000				3日	5099-123456-7	3日	24,000円	円	平成28年5月21日 (8:00~16:50)	7	
2	馬車道二郎			16.5 1,000				3日	5099-654321-0	3日	24,000円		平成28年5月22日 (8:30~16:00)	6	
3				1,000									平成28年5月23日 (9:00~15:20)	4	
4				1,000									(: ~ :)		
14				1,000									(: ~ :)		
15				1,000									(: ~ :)		
③-2 受講証明							合計	6日		6日	48,000円	円		17	
上記の者は、当社(団体)が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日(時間)の数を受講したものであることを証明します。												※備考			
証明年月日		平成28年5月24日													
実施機関名		株式会社 ○○教育訓練センター												印	
代表者氏名		代表取締役社長 神奈川 太郎												印	

(注) 1. この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。
2. ※印欄は、記入しないで下さい。

受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（賃金助成））の助成金支給申請内訳について

1 提出上の注意

この受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（賃金助成））の助成金支給申請内訳書は、中小建設事業主が建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成）/技能実習コース（賃金助成））の助成金の支給申請を行う場合、建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建助様式第 17 号）に添付して下さい。

2 記入上の注意

- (1) 中小建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合
 - イ ①「受講者名簿」欄は、受講者の氏名、所属事業所名及び雇用保険料率を記入して下さい。
 - ロ ②「技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、受講者のうち技能実習コース（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入して下さい。
- (2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者をも対象に技能実習を実施した場合
 - イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。
 - ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次により記入して下さい。
 - (イ) ①「受講者名簿」欄は、全ての事項を記入して下さい。
 - (ロ) ②「技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。
- (3) 「受講期間中に賃金を支払った日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20 日を限度とします。）を記入して下さい。
- (4) 「申請額」欄は、「受講期間中に賃金を支払った日数」に 8,000 円）を乗じて得た額を記入して下さい。ただし、助成対象となるのは 1 日 3 時間以上受講した日に限ります。
- (5) 「③-1 受講証明」、「③-2 受講証明」欄には、中小建設事業主が、登録教習機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について当該実施機関の証明を受けて下さい。